

兼務役員雇用実態証明書

事業所名			事業所番号	— —	
氏名			被保険者番号	— —	
生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別	男・女
服 務 態 様	就業規則等の適用状況	適用なし 全条項適用 一部条項適用 (適用除外条項)			
	出勤義務	常勤 非常勤 (出勤指定日) 出勤日における勤務拘束時間 時 分～ 時 分 所定労働時間 週 時間 分			
	役員 (委任) 関係		従業員 (雇用) 関係		
	役員名称		職名		
	役員就任年月日	年 月 日	雇用年月日	年 月 日	
	代表権	有・無	従業員としての 業 務		
	業務執行権	有・無			
役員としての業務					
給 与	報酬	月額・年棒 円	賃金	月額・年棒 円	
	決算の際 役員報酬として	1. 計上する 2. 計上しない	決算の際 賃金・給料として	1. 計上する 2. 計上しない	
そ の 他	加入済の社会保険制度	労災保険・健康保険・厚生年金保険		常用雇用	人
	諸帳簿への登載整備等	労働者名簿・賃金台帳・出勤簿		労働者数	

上記の者は、役員であるとともに従業員としての身分を有し、服務態様等は以上のとおりです。

なお、役員専任、役員報酬が賃金を上回る等により、資格を喪失する場合は、速やかに届出ます。

平成 年 月 日

所在地

事業主 名称

電話

Ⓜ

(記名押印又は自筆による署名)

公共職業安定所長 殿

安 定 所 記 載 欄	(確認資料) 登記簿謄本、就業規則、給与規定、役員報酬規定、賃金台帳、出勤簿、 労働者名簿、人事組織図、定款、議事録等 その他 ()	受付日付印

兼務役員における証明書

役職名

氏名

上記の者の報酬は、下記の通り間違いないことを証明いたします。

賃金月額 円

役員報酬月額 円

代表取締役 印

取締役 印

取締役 印

取締役 印

取締役 印

監査役 印

平成 年 年 月

飯田橋公共職業安定所長 殿

兼務役員雇用実態証明書に係る確認資料

法人の取締役・理事等は原則として被保険者になりません。

ただし、取締役・理事であっても同時に部長・支店長等、従業員としての身分を有している場合に、その者の就業実態、就業規則の適用状況から総合的に判断して、労働者の性格が強く雇用関係があると認められる者に限り被保険者となります。

この場合、資格取得届に「兼務役員雇用実態証明書」を併せて提出して下さい（すでに取得中の場合は取締役等に就任後、3か月以内に提出して下さい）。

※ 下記の確認資料は全て原本で提出して下さい

- 「兼務役員雇用実態証明書」及び「兼務役員における証明書」
- 入社と同時に役員に就任した場合 → 雇用保険被保険者資格取得届
- すでに取得済の従業員が役員に就任した場合 → 資格取得確認通知書事業主通知用、様式第4号（項目への記入、事業主印の押印は不要です）但し、昭和56年7月5日以前に取得届を提出されている場合は旧雇用（失業）保険被保険者取得届控

※ 下記の資料は全てコピーで提出して下さい。

- 登記簿謄本・・・役員就任時のもの
- 役員報酬規定・・・規定がない場合、給与及び役員報酬の決定文書
- 賃金台帳・・・就任前後3か月（前1か月、後2か月）
（資格取得届と同時提出の場合は入社時以降すべて）
- ^{タイムカード}出勤簿・・・就任前後3か月（前1か月、後2か月）
（資格取得届と同時提出の場合は入社時以降すべて）
- 労働者名簿・・・労働基準法第107条、施行規則第53条により調整されたもの
- 人事組織図・・・役員就任時のもの

（注）内容確認のため、取締役会議録など他の資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください（兼務役員雇用実態証明書の下欄、安定所記載欄にある資料となります）。

【お問い合わせ先】

ハローワーク飯田橋（飯田橋公共職業安定所）雇用保険得喪課

電話 03（3812）6134